

「平成 19 年度包括外部監査報告書」の概要

I. 監査の概要

1. 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

氏名 荒木 幸介
資格 公認会計士

(2) 補助者

監査委員と協議のうえ 7 名の補助者（事務補助者を除く）を選定し、計 8 名で監査を実施した。

2. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による包括外部監査

2. 選定した事件（テーマ）

「主要施設の管理運営について」

ただし、委託契約及び施設の管理運営等に係る関連団体等を含む。

3. 事件（テーマ）を選定した理由

熊本県は、スポーツ・文化・教育等の振興を図る目的で、多くの施設の建設及び管理運営を行っている。その結果、県民生活の満足度は向上したと思われる。しかし、バブル経済崩壊後の長引く景気低迷及び地方交付税の大幅な削減等により県の収入は落ち込み、公債費・社会保障費等の支出の増加により県財政はきわめて深刻な財政難に陥っている。

そこで、県は「財政健全化計画」に引き続き「熊本県行財政改革基本方針」を策定し、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間で推進期間として行財政改革に取り組んでいる。

県が行財政改革を進める中で、多額の建設資金を要し、またその後も長期間にわたり多額の維持管理費及び運営費等を必要とし、県財政に重要な影響を与える県有施設について、「熊本県行財政改革基本方針」の基本的な考え方に基づき、適正に管理運営が行われているか、有効利用が行われているかを合規性・経済性・効率性・有効性等の視点から調査報告することは県民の利益に有用であると判断し、本テーマを選定した。

4. 監査対象とした施設、管理委託先等

監査対象施設の選定に当たって、施設の規模、所属部署、県民へのサービスの提供度合等を考慮して、以下の 12 施設を選定した。監査対象とした指定管理者等は、①(財)熊本県伝統工芸館、②(財)熊本県スポーツ振興事業団の 2 団体とした。

【知事部局】

No.	対象施設	所在地	指定管理者等	所轄部署
1	熊本県伝統工芸館	熊本市	(財)熊本県伝統工芸館	商工観光労働部 観光物産総室
2	熊本県立技術短期大学校	菊池郡菊陽町	直営	商工観光労働部 労働雇用総室
3	熊本県保健環境科学研究所	宇土市	直営	健康福祉部 健康福祉政策課

【教育庁】

No.	対象施設	所在地	指定管理者等	所轄部署
4	熊本県民総合運動公園	熊本市	(財)熊本県スポーツ振興事業団	教育庁 体育保健課
5	熊本県立美術館及び分館	熊本市	直営	教育庁 文化課
6	熊本県立図書館及び近代文学館	熊本市	直営	教育庁 社会教育課
(4 熊本県立青少年教育施設)				
7	熊本県立あしきた青少年の家	芦北郡芦北町	直営	教育庁 社会教育課
8	熊本県立豊野少年自然の家	宇城市	直営	
9	熊本県立天草青年の家	上天草市	直営	
10	熊本県立菊池少年自然の家	菊池市	直営	

【警察本部】

No.	対象施設	所在地	指定管理者等	所轄部署
(2 熊本県警察署)				
11	熊本北警察署	熊本市	直営	県警本部
12	熊本南警察署	熊本市	直営	

Ⅱ. 監査結果のまとめ

各施設の指摘事項を監査の着眼点の観点からまとめると、以下のようになる。

1. 施設の管理運営について

施設名	指摘事項	項数
熊本県伝統工芸館	物品の管理について	22
	展示室の使用料について	23
熊本県立技術短期大学校	備品・端材の管理について	42
	現金の管理について	44
熊本県民総合運動公園	備品の管理について	67
熊本県立美術館及び分館	行政財産の使用許可等について	79
	観覧料の管理について	79
	物品の管理状況について	79
	美術品の収集状況について	80
	使用料の徴収について	81
熊本県立図書館及び近代文学館	図書管理について	91
	備品管理出納簿の記載について	92
	重要物品、備品（図書は除く）の管理について	92
	寄託資料について	93
	寄贈資料について	93
	資料収集結果についての検証	93
熊本県立あしきた青少年の家	公有財産の取得価格等の問題点について	103
	絵画の展示について	104
	現金及び預金の管理について	104
熊本県立豊野少年自然の家	公有財産として管理が必要な工事について	110
熊本県立天草青年の家	食堂前の陶器等の展示品について	115
熊本県立菊池少年自然の家	公有財産として管理が必要な工事について	121
4 青少年教育施設共通	簿外の収支について	124
	創作活動における材料代について	125
	指定管理者制度等の導入について	125
熊本北警察署	展示品（絵画）の管理について	133
2 警察署共通	重要備品の管理について	141

<指摘事項の例>

(1) 熊本県立美術館及び分館

- ・美術品の収集状況について

平成18年度末時点での県立美術館収蔵の美術品は以下のとおりとなっている。

区分	数量	金額（千円）	備考
美術品	3,773	4,468,713	購入及び寄贈
資料	95	18,310	
小計	3,868	4,487,023	
基金	107	173,627	美術品取得基金残高 391,926 千円に含まれない。
合計	3,975	4,660,650	

美術品の購入は館内で定めた「美術品収集方針」及び「美術品取得計画」に基づき決定されている。しかし、美術品購入にはタイムリーさが必要なため、実際には美術品購入基金を設けて、運用限度額内で購入できるものを基金で買い入れ、買い入れた美術品を翌年度以降の一般会計予算で買取っている（「熊本県美術品取得基金管理要項」、「熊本県美術品取得基金の管理運営について」昭和55年3月27日教育長通知）。

①熊本県美術品取得基金の運用状況について

基金の状況を明らかにするために「基金台帳」が整備されているが、基金による購入額173,627千円について、一般会計による買い戻しが行われていなかった。

上述のように、本来、基金で購入した美術品等は翌年度の一般会計予算で買取されるのが原則である。予算枠の問題で若干年度がずれることはあるものの適時に買取されており、平成11年度末では買取未済はゼロとなっていた。しかし、その後財政事情が厳しくなるに伴い未買取残高が増加してきている。各年度末現在の未買取残高は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
金額	33,274	50,535	94,335	116,992	133,292	162,727	173,627

【意見】

本来基金を設けた趣旨は、予算手続等の手間により、美術品の取得機会を逸しないことにある。本来の趣旨に従って、予算措置のできる範囲内での購入計画を立て、長期間買取りがなされないものが発生しないよう管理する必要がある。

また、財政状況が厳しいのであれば基金の運用を含めた全体としての美術品購入計画を見直す必要があると考える。

②美術品購入基金台帳の運用について

美術品購入基金台帳に一部記載の不備があった。また、美術品区分別の基金台帳でも整理者の押印漏れ等、記載の不備が認められた。

【改善】

基金台帳が適切に運用されることで、購入品の適切な管理が達成される。今後基金台帳の適切な運用・活用が望まれる。

③美術館所蔵の美術品の館外貸出しについて

美術品等の貸出しに関して、「熊本県立美術館の美術品等取扱規則」第13条（美術品等の貸出し）、第20条（帳簿）第3項及び熊本県立美術館利用規則15条（館外貸出し）、第16条（貸出期間）の規定が存在しているが、具体的な貸出要領は存在しておらず、平成18

年度まで貸出美術品等の管理簿は作成されておらず、諸規則に基づいた事務管理がなされていない。

【改善】

平成 18 年度の貸出品を検証したところ、美術品現品の貸出日、返還日を確認できる台帳が整備されておらず、担当者個人レベルの管理にとどまり、一元的な管理がなされていない。今後、盗難、紛失防止のためにも貸出品管理台帳の整備が必要である。

(2) 熊本県立あしきた青少年の家

・ 公有財産の取得価格等の問題点について

① キャンプ管理棟の取得価格

公有財産台帳によれば、キャンプ管理棟は平成 10 年 3 月新築、木造一階建、面積 209.28 m²、取得価格 107,150 千円と登録されている。

② 体育用具庫と野外炊飯棟の取得金額

公有財産台帳によれば、体育用具庫は平成 10 年 3 月新築、木造 1 階建、面積 55.08 m²、取得価格 20,674 千円と登録されている。野外炊飯棟は平成 10 年 3 月新築、鉄筋コンクリート 1 階建、面積 45.04 m²、取得金額 20,674 千円と登録されている。

建物等を視察した結果、キャンプ管理棟は特別な材料を使った高価な施設ではなく、普通の倉庫、宿泊室、シャワー室があるだけで坪単価 1,689 千円をかけた建物とは考えにくい。取得価格に間違いがあるように思われる。体育用具庫と野外炊飯棟についても同じように、体育用具庫は普通の倉庫で坪単価 1,238 千円とはとても考えられず、野外炊飯棟もかまどをコンクリートで作っているだけで、坪単価 1,514 千円のものとは考えにくい。さらに体育用具庫と野外炊飯棟の取得価格が同額であることも考えられない。取得価格が間違っているものと思われる。

【改善】

取得価格の調査を実施したうえで、適切な金額への修正が必要であると考え。また、今後資産を取得した際には十分内容をチェックしたうえで、計上誤りがないようにする必要があり、適切な内部統制の構築が望まれる。

2. 契約関係について

施設名	指摘事項	項数
熊本県伝統工芸館	指定管理者の選定について	24
	財団が熊本伝統工芸協会から徴収している場所の使用料について	25
熊本県民総合運動公園	売店の設置許可について	67
	自動販売機収入について	68
熊本県立美術館及び分館	指名競争入札の落札率について	82

熊本県立図書館及び近代文学館	行政財産使用許可の内容について	94
熊本県立あしきた青少年の家	施設管理運営業務委託契約について	104
熊本県立豊野少年自然の家	管理業務委託契約について	111
4 青少年教育施設共通	食堂の管理業務委託について	126
熊本北警察署	委託契約について	133
熊本南警察署	委託契約について	138
2 警察署共通	委託契約について	141

<指摘事項の例>

(1) 熊本県伝統工芸館

- ・財団が熊本伝統工芸協会から徴収している場所の使用料について

展示即売室での販売業務について、指定管理者制度導入以前は、熊本県が熊本県伝統工芸協会（以下「協会」）に対して行政財産の使用を認め、その使用料を熊本県が協会から徴収していた。指定管理者制度導入にあたって、展示即売室を含む伝統工芸館全ての管理運営を指定管理業務とし、展示即売室の販売業務を財団が熊本県の承認を得て第三者に委託することを認めた。現在財団は、伝統工芸館内の展示即売室での販売業務を熊本県伝統工芸協会（以下「協会」という）に委託した。

現在財団は展示即売室の使用料を協会から徴収している。しかし、熊本県と財団との指定管理業務に関する協定書において、財団が展示即売室の販売収入を得ることは認められているものの、財団が利用者等から対価を徴収するには、県の承認が必要とある。展示即売室の使用料の徴収について、財団は県の承認をとっていない。したがって、財団が協会から使用料を徴収する法的根拠はなく、合規性の点で問題がある。

（熊本伝統工芸協会の概要については、「(8) 熊本伝統工芸協会について」を参照）

【改善】

当該状況が発生した原因としては、指定管理者制度を導入するにあたって展示即売室の運営を指定管理者の業務に含めたが、使用料収入についてどのように扱うか明確にしていなかったことにある。

今後財団と協会の委託契約において、施設利用に係る対価を徴収する場合は、県に承認をとる等の対応が必要である。

(2) 熊本県民総合運動公園

- ・売店の設置許可について

運動公園内の第2休憩棟には売店が設置されており、設置許可に係る使用料の収入状況等は以下のようになっている。

使用料	34 m ² ×30 円（使用料単価）×12 か月＝12,240 円
-----	---

なお、使用料の算定方法は条例上以下のようになっている。

(熊本県都市公園条例)			
別表第一 (抜粋)			
1	法第5条第1項の規定により許可を受けて公園施設を設けるときの使用料		
	熊本県民総合運動公園	1平方メートル	1月につき 30円
2	法第5条第1項の規定により許可を受けて公園施設を管理するときの使用料		
	熊本県民総合運動公園	第2休憩棟	1平方メートル 1月につき 690円

売店は県有施設である。その売店の第2休憩棟内に設置されているにもかかわらず、都市公園内の土地に自前で公園施設を設ける場合の使用料基準に基づき、使用料が収入されている。

【改善】

公園施設の管理許可にかかる使用料には、県有施設を利用するため建物の減価償却費や維持管理費が含まれており、公園内に自前で施設を設置する場合に比べ、使用料が高く設定されている。第2休憩棟の中に設置されている売店は、使用料は1か月690円/m²を適用すべきである。

3. 施設の有効利用について

施設名	指摘事項	項数
熊本県伝統工芸館	駐車場について	26
	2階の常設展示室（企画展示室含む）について	26
熊本県保健環境科学研究所	検査機器の一時使用等について	55
熊本県立美術館及び分館	施設の有効利用について	82
熊本県立図書館及び近代文学館	施設の利用状況について	94
熊本県立天草青年の家	屋根付運動場について	116
4 青少年教育施設共通	4 施設の統廃合について	126
熊本南警察署	職員食堂について	139

<指摘事項の例>

(1) 熊本県保健環境科学研究所

・検査機器の一時使用等について

研究所には、使用されていないか使用頻度が低い検査機器類が数多く見受けられた。

【意見】

遊休状態の検査機器がある場合は、民間企業に対して検査機器の一時使用や貸し出しができるよう検討し、利用者から利用料を徴収するなど検査機器の有効活用を行い、収入増加を図ることを検討する必要がある。例として、長崎県環境保健研究センターでは、検査

機器ごとの利用単価を設定し、希望者に対して一時使用を認める制度を設けている。

(参考) 長崎県環境保健研究センター機器類使用料 (抜粋・同所ホームページより)

機器名	使用料 (円/時間)
イオンクロマトグラフ	830
ガスクロマトグラフ (FPD) (硫黄系悪臭物質分析用)	340
原子吸光分光光度計	420
水質検査用顕微鏡システム	470

(2) 熊本県立天草青年の家

・屋根付運動場について

天草青年の家には、他の3施設には設置されていない「屋根付運動場」が設置されている。建設の主な趣旨としては、研修ニーズの多様化に対応し、天候不良時でもスポーツ活動が展開できる魅力ある施設づくりを進める点にある。そのため、屋根以外にナイター設備も備えている。

主な利用方法は、テニス、グランドゴルフ、ペタンク、バレーボール等の各種ニュースポーツ及び、天草青年の家利用者が行う行事、レクリエーション等である。テニスコートは同時に2面、バレーボールの場合は3面設置可能であり、十分な広さ(縦40m×横45m)を有している。

この屋根付運動場は、天草青年の家の利用者以外に、近隣の旅館宿泊者やテニスサークル等が利用している。平成18年度の利用者は3,155人で毎年増加傾向にある。

【意見】

屋根付運動場は、屋根および壁の一部が採光のためテント地であり、通常の屋根および壁より台風等による破損等の損害が発生し易く、多額の修繕費を支払っている。運用コストの削減の観点から、少なくとも近隣の旅館宿泊者やテニスサークル等の利用者からは、使用料を徴収すべきである。

4. 行政コスト計算による分析について

施設名	項数
熊本県伝統工芸館	30
熊本県立技術短期大学校	47
熊本県保健環境科学研究所	56
熊本県民総合運動公園	69
熊本県立美術館及び分館	84
熊本県立図書館及び近代文学館	97
熊本県立あしきた青少年の家	106
熊本県立豊野少年自然の家	111

熊本県立天草青年の家	117
熊本県立菊池少年自然の家	122
4 青少年教育施設共通	129

<指摘事項の例>

(1) 熊本県立図書館及び近代文学館

・行政コスト計算書について

県立図書館の管理運営に係るコストとして、どのようなコストがどれだけかかっているかを明らかにするために、民間企業でいう損益計算書にあたる行政コスト計算書を作成した。これを作成することで、資金移動を伴わないコストも含めた総コストを算定し、行政サービスを実現するためにどの程度の運営コストがかかっているかが明確になる。

平成 18 年度の行政コスト計算書を見ると、行政コストの合計額 489,284 千円に対して収入合計額 2,705 千円であり、差引行政コストは 488,579 千円となっている。行政コストのうち、最も大きいものは人に係るコスト 295,761 千円である。利用者 1 人当たりの行政コストは、1,803 円となっている。

行政コストは減少傾向にはあるものの、利用者の減少により、利用者 1 人当たりの行政コストは増加傾向となっている。

【意見】

県立図書館利用者 1 人当たりの行政コスト約 1,800 円は、高すぎると思われる。県立図書館は、より一層の業務の効率化が求められている。減少傾向にある利用者の増加を図ると共に、施設使用料等の収入の増加を図り、かつ各経費の節約を図る方策を検討する必要がある。

県財政が厳しい中、県行財政改革基本方針に沿って「経営感覚による県政運営という考え方を導入し、収入の増加を図り、運営コストの削減を図る方策を検討する必要がある。

(行政コスト計算書)

(単位：千円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
(支出項目)					
I 人に係るコスト					
県職員人件費	260,183	258,933	260,024	237,172	251,267
非常勤・臨時職員人件費	31,003	29,521	31,043	31,684	20,658
退職給付費用	25,522	25,283	25,512	23,565	23,834
小計	316,709	313,737	316,580	292,422	295,761
II 物に係るコスト					
物件費	65,228	63,850	55,225	52,400	48,466
外部委託費	59,903	58,843	53,462	52,533	52,940
維持管理費	41,178	40,270	36,917	32,072	29,586
減価償却費	62,531	62,531	62,531	62,531	62,531
小計	228,840	226,494	208,135	199,536	193,523
行政コスト合計	545,550	539,231	524,715	491,958	489,284

(収入項目)					
I 施設使用料収入	584	584	582	582	671
II その他の収入	4,407	3,419	2,095	2,086	2,034
収入項目合計	4,991	4,013	2,678	2,668	2,705
差引行政コスト	540,559	535,218	522,037	489,290	488,579
キャッシュ・フローコスト	452,506	447,404	433,994	403,194	402,214
年間利用人数 (人)	312,288	304,086	288,940	281,639	269,821
利用者1人当たり差引行政コスト (円)	1,730	1,760	1,806	1,737	1,803
利用者1人当たりキャッシュ・フローコスト (円)	1,449	1,471	1,502	1,431	1,490

(2) 熊本県立菊池少年自然の家

・行政コスト計算について

菊池少年自然の家の管理運営に係るコストとして、どのようなコストがどれだけかかっているかを明らかにするために、民間企業でいう損益計算書にあたる行政コスト計算書を作成した。平成18年度の行政コスト計算書を見ると、行政コストの合計額は119,650千円に対して収入は0千円である。行政コストのうち最も大きいコストが人に係るコスト80,168千円であり、次に物件費18,016千円となっている。利用者一人当たりのコストは、平成18年度が6,590円と最も高い、その要因は平成17年度および平成18年度と維持補修費が増加傾向にあるからである。また、県の4つ施設の中では、利用者数が一番少ないために、利用者一人当たりの行政コストは最も高くなっている。

【意見】

県行財政改革基本方針に沿って「経営感覚による県政運営という考え方」を導入し、適正な受益者負担の考え方にに基づき、使用料の見直し、収入の増加を検討すべきである。利用者の利用状況によって利用料は異なるが、平成18年度は利用者一人当たりのキャッシュ・フローコストが5,757円発生していることを考えると、利用料の徴収を検討すべきである。運用コストを削減するという目的からすれば、利用者一人当たり平均約5,700円が、利用料の一つの目標になると思われる。しかし、施設建物が老朽化しているためにコストに見合った使用料の徴収は見込めず、運用コストの削減は極めて難しいものと思われる。

科目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
(行政コスト)					
I 人に係るコスト	76,416	75,632	76,858	73,360	80,168
正規職員人件費	64,650	64,330	66,364	63,612	70,570
嘱託職員人件費	5,058	4,742	4,315	4,172	3,412
アルバイト等	1,041	920	361	0	0
退職給付費用	5,666	5,638	5,816	5,575	6,185
II 物に係るコスト	31,697	37,501	31,247	43,679	39,481

物件費	22,675	27,251	21,393	20,964	18,016
維持補修費	0	1,228	893	13,755	12,529
減価償却費	9,021	9,021	8,959	8,959	8,936
行政コスト合計	108,114	113,133	108,105	117,039	119,650
(収入項目)					
I 使用料	0	0	0	0	0
II その他の収入	0	0	0	0	0
収入合計	0	0	0	0	0
差引行政コスト	108,114	113,133	108,105	117,039	119,650
キャッシュフロー・コスト	93,427	98,474	93,330	102,505	104,529
年間利用人数 (人)	20,043	21,251	18,963	20,472	18,156
利用者1人当たり 行政コスト (円)	5,394	5,324	5,701	5,717	6,590
利用者1人当たり キャッシュフロー・コスト (円)	4,661	4,633	4,921	5,007	5,757

5. その他

施設名	指摘事項	項数
熊本県伝統工芸館	財団法人熊本県伝統工芸館として財務諸表作成の必要性について	28
	熊本県伝統工芸協会について	28
熊本県立技術短期大学校	建物の利便性について	45
	専決事項の権限委譲について	46
熊本県保健環境科学研究所	人員構成について	55
熊本県民総合運動公園	スポーツ事業団の会計処理について	68
熊本県立美術館及び分館	熊本県美術館資料刊行会について	82
	刊行会の余剰資金の用途について	83
	熊本県立美術館協議会について	84
熊本県立図書館及び近代文学館	利用者の要望を反映した資料収集の必要性について	95
	図書館協議会、図書館連絡協議会、図書館活動振興協議会について	96

<指摘事項の例>

(1) 熊本県民総合運動公園

- ・スポーツ事業団の会計処理について

スポーツ事業団は運動公園のほか県立総合体育館および藤崎台県営野球場の計3施設の管理を行っているが、スポーツ事業団が作成した施設別の収支計算書では、施設別に明確に区別して収支が把握されていない。

指定管理者募集要項における管理業務の基準「(6) 会計処理」では、以下の通り規定されている。

運動公園の管理運営に係る会計については、運動公園の管理運営以外で指定管理者が行う事業に係る会計と明確に区別する。

スポーツ事業団が管理を受託する他の施設との収支が正確に区分されておらず、上記募集要項に規定されている事項に準拠していない。

【改善】

現状では、スポーツ事業団における事業・施設別の区分経理が正確にできておらず、事業・施設別の有効性、効率性を把握できない。

管理を行っている他のスポーツ施設の収支と運動公園との収支が明確に区分されていないことは、前述の管理業務基準に準拠していないため、合規性の観点からも早急な改善が求められる。

(2) 熊本県立美術館及び分館

・刊行会の余剰資金の用途について

平成 15 年 4 月期首繰越資金は 6,806 千円、平成 18 年 4 月期首繰越資金は 7,997 千円に増えていたが、平成 18 年度県監査事務局の定期監査において指摘され、用途の検討、設置目的に即した適正な執行を求められ、平成 18 年度において 30 周年感謝デー費用、美術館で使用している備品類の購入等の支出を行い、平成 19 年 3 月期末資金は 1,992 千円まで減少させている。

(単位：千円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
前期繰越収支差額	6,397	6,806	8,309	8,249	7,997
当期収入計	2,428	1,928	1,782	1,375	2,229
収入合計	8,825	8,735	10,091	9,624	10,227
当期支出計	2,018	425	1,842	1,627	8,235
次期繰越収支差額	6,806	8,309	8,249	7,997	1,992
在庫金額	14,346	14,505	12,869	12,136	11,849
購入備品額	221	—	742	995	671

(注) 備品金額は各年度の熊本県美術館資料刊行会決算書の当期支出の備品等購入費支出の中から、金額が 30 千円以上の備品に当たるものを抽出した金額であり、単年度支出金額である。

【意見】

各年度の当期支出のうち、熊本県美術館資料刊行会規程から判断して刊行会の運営経費支出とは考えられない支出項目が以下のとおり存在した。

(単位：千円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
30 周年感謝	—	—	—	—	2,020
観覧券購入	—	—	—	247	658
備品等購入	433	—	746	995	1,134
備品修理代	—	—	—	6	14

上述のように刊行会の余剰資金が多額に上り、また、監査事務局監査においても指摘されたことから、刊行会では県立美術館開館 30 周年記念事業の一環として開催された感謝デ

一（11月3日から5日まで）の費用支出を負担したり、観覧券を購入し美術振興、美術教育の一環として各教育関係機関に配布したりしている。これらの支出は、本来の刊行会の設置目的に沿った支出とは異なるものである。刊行会の設置目的にあった支出であるか十分検討する必要がある。

【改善】

刊行会の業務を美術館の職員が代行しているのであれば、美術館は刊行会から代行手数料を徴収すべきと思われる。

<監査意見に添えて提出する意見>

施設名	指摘事項	項数
熊本県保健環境科学研究所	研究所運営の効率性・経済性について	58
熊本県民総合運動公園	施設の利用料金と効率性・経済性について	70
熊本県立美術館及び分館	美術館入館者の満足度の把握について	85
	展覧会の開催等に関する告知について	86
熊本県立図書館及び近代文学館	利用者増加に向けた方策の提言	98
	貸出図書の返却の督促について	99

<指摘事項の例>

(1) 熊本県保健環境科学研究所

・研究所運営の効率性・経済性について

平成18年度の部署別の行政コストの計算を行った。行政コストが一番高いのは生活化学部の125,284千円、次が総務課の106,524千円で、一番安いのは水質科学部の70,081千円であった。検査1件当たり差引行政コストは、一番高いのは生活化学部の192,744千円で、一番安いのは地下水科学部の45,823千円となっている。

【意見】

当研究所においては、各部署のコストの把握を行っていない。そこで各部署の行政コスト計算を行ってみたが、各部署および1件当たりのコスト計算にかなりの開きがあり、効率性・経済性を考慮して適切な運営がなされているのか判断できない。各部署、件数当たりおよび検査項目ごとにコスト計算を行い、常に効率性・経済性を考慮しながら運営コストの削減を図る必要がある。また、外部委託した場合と当研究所で検査した場合とのコストの比較を行い、外部委託も選択肢に含めながら検討する必要がある。

次に、研究部門以外の所長、次長を含めた管理および事務職（総務課）のコストが金額的に大きく、運営コストの削減を図るうえでは人員構成の見直しも必要と思われる。

(平成 18 年度部署別行政コスト計算書)

(単位：千円)

	総務課	微生物科学部	生活化学部	大気科学部	水質科学部	地下水科学室	合計
(支出項目)							
I 人に係るコスト							
職員人件費	74,694	45,548	61,150	39,217	35,439	43,071	299,119
退職給付費用	6,547	3,992	5,360	3,437	3,106	3,775	26,218
小計	81,241	49,540	66,510	42,654	38,545	46,847	325,337
II 物に係るコスト							
物件費	8,774	14,822	21,444	10,451	8,121	11,086	74,698
外部委託費	4,447	5,863	4,148	3,071	1,825	2,323	21,677
維持管理費	1,547	1,623	22,077	2,019	1,044	1,291	29,602
減価償却費	7,744	9,849	8,136	10,220	17,576	9,030	62,554
小計	22,513	32,157	55,805	25,761	28,566	23,730	188,531
III その他のコスト	3,341	3,341	2,970	2,970	2,970	2,970	18,562
小計	3,341	3,341	2,970	2,970	2,970	2,970	18,562
行政コスト合計	107,094	85,038	125,284	71,386	70,081	73,546	532,429
(収入項目)							
I 衛生検査手数料	341						341
II その他収入	229						229
III 国庫委託手数料	-	1,660	-	6,655	-	-	8,315
(収入項目合計)	570	1,660	0	6,655	0	0	8,885
差引行政コスト	106,524	83,378	125,284	64,731	70,081	73,546	523,544
キャッシュ・フローコスト	92,233	69,537	111,789	51,073	49,399	60,741	434,772
検査件数(件)	-	2,325	650	1,276	1,089	1,605	6,945
検査1件当たり差引行政コスト(円)	-	35,861	192,744	50,729	64,353	45,823	75,384
検査1件当たりキャッシュ・フローコスト(円)	-						

(2) 熊本県立図書館及び近代文学館

・利用者増加に向けた方策の提言

①駐車場の確保について

県立図書館の駐車場スペースは熊本市総合体育館の駐車場を兼用とし50台分が確保されている。図書館建設計画時には公共交通機関の利用を前提とし利便性を考慮して当地に建設された経緯はあるものの、移動手段としてのマイカー利用者の増加や今後の高齢者の増加等を考えると図書館利用者に便利な駐車場の確保が図書館入館者を増やす要因の一因になると考える。

熊本市が管理する水前寺江津湖公園の中に位置していることから、公園内での駐車場確保は困難な状況であることは理解できるところであるが、利用者の利便性を向上させるためにも近隣の有料駐車場との提携、立体駐車場の設置等を含め検討していくことが必要である。

②ギャラリー展について

1階ギャラリー(玄関ホールからサロンへの通路部分)にて平成18年度までは小中学校、特殊教育諸学校の作品展を実施してきたが、平成19年度より知事部局との連携をとり県の機関の出展も始めている。

このギャラリー展は熊本日日新聞の県内総合版のインフォメーション(催し)コーナーにて近代文学館の催物と併せて案内されているが、特に県の機関の具体的な展示内容が判り難いものとなっているため、例えば「県伝統工芸館収蔵品展」だけではなく「山鹿燈籠と人吉の刀物」等具体的な展示内容を掲載するよう工夫された方が良い。

また、展示内容を充実させるためにも、現在倉庫代わりとなっている1階ライブラリー(視聴覚実習室等)を有効に活用する必要がある。

なお、提示物の破損、紛失等に関して展示者の責任か、展示場所を提供している県立図書館の責任かが明確になっていないので、今後展示申込書等にて明確にしておく必要がある。

④ライブラリー(名作劇場)について

毎年、祝日に図書館3階大研修室にて14本前後の名作を上映している。平成18年度は、16本を上映し479人の参加者で、上映映画1本あたりの平均参加者数は30人に留まっている。

今までは著作権の問題もありライブラリー開催について積極的な広報は行っていなかったが、著作権をクリアした映画を購入し上映していることから、県民にもっと広報活動して図書館へ足を運んでもらえるよう、NHK熊本放送局の「あすの動き」「きょうの動き」等のコーナーに取り上げてもらえるよう努める必要がある。

また、できるだけ多くの県民に参加してもらえるような映画上映にしていくことが必要である。

⑤利用者の満足度の把握について

現在までは図書館内のレイアウト変更、ラウンジでの各種情報提供、レストランの誘致等を中心に利用者の立場にたって様々な見直しを実施してきたが、県立図書館利用者に直接満足度を調査するアンケート等は特別には実施していない。

今後は、県立図書館の地域内で果たすべき機能・役割に関して広く県民、利用者アンケートを実施し、利用者のニーズを把握するとともに利用者の満足度の把握にも努め、県民の教育と文化の発展に寄与すべく図書館奉仕活動を充実していくことが求められる。

6. まとめ

国の保護による全国一律の自治体運営はすでに過去のものとなり、これからは独自の視点での自治体運営が求められる。その自治体運営には、住民の暮らしを良くするための戦略と戦術を展開していくために、自治体を経営するという経営的発想が必要である。また、このような自治体経営を実現するためには、構成員ひとりひとりが意識を持って業務に取り組むことが必要である。

今年度の監査では、公の施設の管理運営に関し、コスト意識を持って業務に取り組んでいるか検証するために行政コスト計算書を作成した（熊本県警察署を除く）。また、県の行財政改革の基本的な考え方の中で、「受益者負担の見直しを行う」としているため、利用料金等の見直しが適正に実行されているか検証した。

<監査の結果>

各施設ともそれぞれの状況下で経費の削減に努めているが、施設ごとの行政コスト計算は実施されておらず、施設全体のコスト管理が十分ではなかった。各施設の行政コスト計算書を参照すると、特に人に係るコストが大きな金額を占めている。この人に係るコストは、適正な人員の配置及び構成に変えることによりコストの削減を図る余地は十分あるものと思われる。また、利用料金等に関しても、コスト面を考慮しての料金の見直しは行われていない。利用者一人当たりの行政コストまたは利用者一人当たりのキャッシュフロー・コスト等を参考に入れながら料金の見直しを行い、適切な受益者負担を達成することが必要と思われる。今後、県においても施設の行政コスト計算を実施し、施設の適切なコスト管理に役立てることが望まれる。

指定管理者制度については、監査対象の2施設（熊本県伝統工芸館、熊本県民総合運動公園）は既に導入済みで一定の成果をあげている。一方、今回監査対象とした「熊本県立美術館および分館」、「熊本県立図書館および近代文学館」、「熊本県立青少年教育施設」は、利用者一人当たりの行政コストが予想していた以上に高い結果となっている。これら施設についても、管理経費の削減を図るために指定管理者制度の早期導入が望まれる。

収入面については、熊本県保健環境科学研究所が行っている検査業務は、民間でも同じ業務を行っている。そこで、サービスの質の維持および向上、管理経費の削減を図るために市場化テストの実施が考えられる。市場化テストにより競争環境を作り出し、民間と競争しながらサービスの提供、管理経費の削減を図ることも検討すべきである。

以上